

しが健康医療生活協同組合
文化レクリエーション委員会主催

親睦グランドゴルフ大会 雨で中止！

4月30日(日)に湖南市親水公園で開催予定でした「親睦グランドゴルフ」は、夜半からの雨が当日の朝も強く降りつづき、中止となりました。

近いうちにもう一度…

参加を希望されていた40名を超えるみなさんには、8時過ぎから手分けをして中止の連絡を入れたのですが「楽しみにしてたが雨には勝てないな」と、残念がる声が多く寄せられたこともあり、文化レクリエーション委員会では「近いうちにもう一度取り組もう！」と確認されました。

4月29日(土)・祝日

坂本民主診療所の健康まつりに 医療生協がわたがしを出店

子どもたちは上手な手さばきで、次々に大きなわたがしを作っていました。参加した医療生協の職員からは「大人は少しでも少しでも大きくしようと、お箸をグルグルと回すから余計に巻き付かない」けど、子どもたちは「お箸をリズムカルにクルクルと小さく回すから、段々と大きくなるわ」と、子どもたちの無心に脱帽です。



さまざまな理由で生活が不安定に陥ったときに、**国が生活を保障するのが『社会保障制度』です。**
みなさん、今の政府の姿勢をどう考えますか？



社会保障制度審議会(1950年)
における定義 厚生労働省資料より

社会保障制度審議会(1950年)

における定義(「1950年勧告」では、社会保障は主に「最低限度の生活の保障」を行うものだった。)

我が国において「社会保障」という言葉は、1946(昭和21)年11月に公布された日本国憲法第25条に用いられたことを契機に一般化したといわれている。

日本国憲法(昭和21年憲法)第25条

第1項 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

第2項 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

この憲法第25条で使われている「社会保障」という言葉は、明確な定義がされていたものではなく、具体的に定義が示されたのは、内閣総理大臣の諮問機関として1949(昭和24)

年に設置された社会保障制度審議会による1950(昭和25)年の「社会保障制度に関する勧告」(以下「1950年勧告」という。)

社会保障の責任は国家にあると規定

「1950年勧告」の中で、社会保障制度とは、「疾病、負傷、分娩、廃疾、死亡、老齢、失業、多子その他困窮の原因に対し、保険的方法又は直接公の負担において経済保障の途を講じ、生活困窮に陥った者に対しては国家扶助によって最低限度の生活を保障するとともに、公衆衛生及び社会福祉の向上を図り、もって全ての国民が文化的社会の成員たるに値する生活を営むことができるようにすること」と定義した上で、社会保障の責任は国家にあることを規定している。

昭和25年10月に、当時の社会保障制度審議会が行った勧告において、記述のとおり定義付けられ「社会保険」「公的扶助」「社会福祉」「公衆衛生」の4部門から成り立つものです。